

嘉手納基地周辺地域における騒音コンターの改訂作業の中止等を求める意見書

現在、沖縄防衛局は嘉手納飛行場の第一種区域等の見直し（以下「コンター改訂」という）作業に着手している。当初、沖縄防衛局は、昨年7月末日までに調査を完了させ、新コンター素案を関係自治体に提示する予定であったところ、10月末日に延期し、そしてさらに今回、2017年3月31日まで再延期した。

ところで、今回のコンター改訂によって、現行コンターが縮小される見通しであることがマスコミ等を通じて報道されている。

しかしながら、嘉手納基地爆音差止め訴訟では、1982年の第一次訴訟以降、提訴を繰り返すごとに原告数が拡大しており、また現行コンター外の地域からも爆音被害の訴えがあるのが現状である。嘉手納基地周辺住民の実感からすれば、米軍機騒音被害は軽減されるどころか、一層激化、深刻化しているのが実情であり、コンター縮小は、被害実態、住民感覚とは大きく乖離したものとわざるをえない。

このような被害実態、住民感覚と乖離したコンター改訂が予測される大きな原因は、騒音コンターの基準となる航空機騒音評価指標及びその基準値自体の問題にある。

すなわち、防衛施設周辺の生活環境の整備等に関する法律（防衛施設周辺環境整備法）第4条にもとづき、防衛大臣が「航空機の離陸、着陸等のひん繁な実施により生ずる音響に起因する障害が著しい」と認めて指定する第一種区域の基準（現 $L_{den} 62 \text{ dB}$ ・旧 $WECPNL 75$ ：防衛施設環境整備法規則第2条）、あるいはその根拠である「航空機騒音に係る環境基準」が定める基準値（類型Ⅰの地域で $L_{den} 57 \text{ dB}$ ・旧 $WECPNL 70$ 、類型Ⅱの地域で $L_{den} 62 \text{ dB}$ ・旧 $WECPNL 75$ ）は、40年以上の前の古い科学的知見に基づいて設定された数値であり、住民の健康被害、睡眠妨害、生活妨害に関する現在の科学的知見を全く反映していない過去の基準値にすぎない。

さらに、F15からF35への切り替え計画、CV22オスプレイ配備計画等が浮上しておりますが、かかる新機種の騒音実態及び生活や健康に与える影響が、新コンター策定に際し反映されていないという懸念がある。特に、CV22オスプレイが発生させる低周波音による影響は、現行の環境基準における評価指標（ L_{den} ）では考慮されていない。

このような評価指標及び環境基準値にもとづき策定された騒音コンターでは、嘉手納基地周辺住民の健康、睡眠、生活の質を守ることはできず、逆に、住民の健康被害、睡眠妨害、生活妨害を過小評価することになる。

よって、以下の事項について実現するよう強く要請する。

記

1. 嘉手納基地周辺地域における騒音コンターの改訂作業を中止すること。
2. 米軍機の騒音から住民の健康、睡眠、生活を保護することを目的とした、騒音及び被害実態調査を実施すること。
3. 環境省の「航空機騒音に係る環境基準について」を見直すこと。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成29年3月27日

沖縄県中頭郡北谷町議会

あて先

内閣総理大臣、防衛大臣、環境大臣、沖縄防衛局長